

「温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について(報告書案)」に対する意見募集の結果について

1. 意見の提出状況

提出件数: 30件(意見総数 148件)

2. 意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要及び意見に対する当小委員会の考え方は以下のとおりです。

【1. はじめに】

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(案)	数
1	温泉資源は本当に希で少なくなっているといえるのか。「希少」という言葉を見直すべきである。	我が国において、源泉数が増加の一途をたどる一方、自噴ゆう出量と動力揚湯量を含めた総湧出量がほぼ頭打ちになっているという現状を踏まえれば、温泉資源の希少性は高まっていると考えられるので、修正する必要はないと考えています。	1
(小計)			1

【2. 温泉資源の保護対策】

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(案)	数
2(1)	以下の点について、事実誤認がある。 ・温泉は、「天水」起源のみに限られない。 ・化石水である温泉もあるため、「水循環の中でのみ利用できる」というのは誤り。 ・「水循環」があれば再生可能であり、「限りある資源」という表現は誤り。	ご指摘の趣旨を踏まえ、報告書(案)2(1)の「天水」を「主に天水」に、「水循環の中でのみ」を「水循環の中で」に修正します。 なお、温泉資源の涵養(循環速度)と利用のバランスの観点から「限りある資源」との表現は妥当と考えています。	1
2(1)	「大深度掘削泉は、流動性の低い化石水を汲み上げている場合が多い」とあるが、化石水ではなく岩盤中の活断層等にある被圧地下水であることも多い。両者は分けて議論すべきである。	ご指摘の点については、大深度掘削に関する調査研究を進める上での参考といたします。	1
2(1)	海岸沿いで数多く掘削されている塩分濃度の高い「温泉」は化石水ではなく、海水の侵入でもたらされている。「化石水」の定義を明確にすべきである。	現状の概況を簡潔に記述する部分であるため、詳細な定義を明記する必要はないものと考えています。	1
2(1)	大深度掘削泉は、浅部の循環型の温泉資源には影響しないと考える。また、地盤への影響は用心し過ぎと考える。	ご指摘の点については、大深度掘削に関する調査研究を進める上での参考といたします。	2
2(1)	化石水型の温泉については、資源として有効に使っていくという合意形成があれば、長期に減衰してもよいのではないか。	温泉の持続可能な利用という観点から、資源の保護対策を進める必要があると考えますが、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(1)	大深度掘削に対し、通常の掘削に対する規制とは異なる規制を早急に策定し、実施すべきである。	大深度掘削に関しては、今後、温泉資源保護の観点からどのような対応が必要かも含め、調査研究を進めていきます。	2
2(1)	「温泉」「温泉源」「温泉資源」の違いを明確にすべき。	「温泉」「温泉源」とは、それぞれ温泉法の定義のとおり、「地中からゆう出する一定の温度又は成分を有する水等」「未だ採取されていない温泉」であり、一つ一つの特定のものを指します。 「温泉資源」とは、地域に存在する温泉、温泉源を総称したものです。	1
2(2)①	温泉掘削等の許可に係る法改正(例:許可基準の見直し、「許可しなければならない」を「許可することができる」とする等)を求める記述をすべきである。	許可基準については、地域ごとの温泉資源の状況が様々であり、現在の基準以上に詳細にする等の改正は困難と考えています。 また、「しなければならない」「することができる」については、温泉資源保護に関するガイドラインを定め、都道府県が科学的判断に基づいて許可・不許可を決定できるようにすることで対応できると考えています。	2

2(2)①	<p>ガイドラインの内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県間で統一した取扱いが確保されるよう、</li> <li>・既存源泉の権利保護が過剰にならないよう、</li> <li>・近隣源泉所有者の同意書を得ることを求める手法に代わることができるよう、</li> </ul> <p>許可基準の判断条件(特別な区域の指定要件、距離規制の設定手法等)、影響調査の方法(実施要件、具体的な調査の範囲・手法、結果の考慮方法)等について具体的・明確に示すものとするべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、ガイドラインの内容は、できる限り具体的・明確なものとして考えています。</p>	10
2(2)①	<p>新規開発者だけでなく、既存源泉所有者にも同等の重さで温泉資源保護の取組を行う義務がある。このことを報告書に記述するとともに、ガイドラインの内容に反映させ、総合的な温泉資源保護対策を充実させるべきである。</p>	<p>既存源泉所有者にも、動力許可の際の影響調査への協力、所有する源泉の水位等のデータの測定といった役割があること、また、採取制限命令等の適用を受ける場合があることが記述されています。</p> <p>ガイドラインには、これらの既存源泉所有者の役割も踏まえて作成する予定です。</p>	1
2(2)①	<p>ガイドラインで定めるとしている内容について、法的拘束が必要な事項と事業者の任意の協力による事項に分け、法的拘束が必要な事項については、法改正を求める記述とすべきである。</p>	<p>ガイドラインでは、法的拘束力を持たせる事項と、任意の協力による事項は、書き分ける予定です。</p> <p>なお、法改正をしなくても、許可基準や許可に付する条件とすることで、法的拘束力を持たせることは可能です。</p>	1
2(2)①	<p>ガイドラインには、以下の事項を盛り込むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限界揚湯量と適正揚湯量の届出の義務付け</li> <li>・流量計の設置、源泉利用量の報告の義務付け</li> <li>・水位計の設置、水位の報告の義務付け</li> <li>・各都道府県における、地域での揚湯実態の把握、必要な場合に温泉利用を抑制できる体制の整備</li> </ul>	<p>ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。</p>	1
2(2)①	<p>ガイドラインは、入浴用途の温泉掘削のみならず、地下水井戸掘削等の温泉に影響を与える行為や、発電・農業等の他用途の温泉利用にも適用される包括的なものとするべきである。</p>	<p>掘削等の許可は、入浴以外の用途、すなわち、工業用等に利用する場合にも必要であり、ガイドラインの対象にもなります。</p> <p>一方、地下水利用に伴う温泉資源への影響については、現時点では科学的知見は少なく、ガイドラインで何らかを定めることは困難と考えています。</p>	3
2(2)①	<p>都道府県は温泉資源保護のため必要があると認める場合は、条例で地下水規制をすることができる旨の法改正を行う旨を盛り込むべきである。</p>	<p>地下水利用に伴う温泉資源への影響については、現時点では科学的知見が少なく、そのような改正は必要ないと考えています。なお、現在でも、条例で地下水についての規制を行うことは可能です。</p>	1
2(2)①	<p>地方公共団体には温泉・地下水の専門家は少ない。科学的知見の収集やガイドラインの作成は、温泉学会等の関連学会、温泉協会等の専門家に依頼する必要がある。</p>	<p>ガイドラインの作成に当たっては、関係都道府県のほか、温泉、地質、水文等の専門家の協力を仰ぐことを予定しています。</p>	2
2(2)①	<p>温泉の地質等に関する専門家の育成、調査研究に積極的に取り組むとともに、専門家会議の開催等を通じ温泉保護に関する科学的知見の確立を図るべきである。</p>	<p>今後の温泉行政を進める上での参考といたします。</p>	1
2(2)①	<p>温泉資源の保護対策は、保健所ではなく、都道府県の温泉担当課が中心に実施すべきである。</p>	<p>温泉資源保護対策については、保健所が掘削許可等の申請窓口となっている場合がありますが、掘削許可等の判断は都道府県の担当課が行っています。</p>	1
2(2)①	<p>許可の際の加温・保温による熱エネルギー消費計画のチェック、揚水量と加温エネルギーのモニタリングにより、温泉利用に伴うエネルギー消費を抑制させるべきである。</p>	<p>エネルギー利用に関する規制は、エネルギー政策・地球温暖化対策の一環として必要に応じ行われるものと考えますが、温泉行政の立場からもエネルギー消費の抑制にどのような貢献ができるか検討していきます。</p>	1

2(2)①a	「基本的考え方」について、以下のように修正すべきである。 ○温泉資源枯渇の未然防止 ・全ての源泉に対し水位、温度、匂い等の記録・報告義務を徹底させるとともに、新規の温泉の掘削、採取量等の制限を行う必要がある。 ○科学的判断に基づく保護対策 ・地質学的調査は、各地ごとの個別事例にしかならず、また、調査費用が膨大で期間も要するため、現実的には、水位・温度・臭い等の記録・調査をもって判断するのが妥当である。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①a	「○科学的判断に基づく保護対策」に「・因果関係についての科学的判断が、その確定以前における温泉保護のための予防的措置を妨げるものではない。」を加えるべきである。	ご指摘の趣旨は、「温泉資源枯渇の未然防止」の部分に既に盛り込まれていると考えています。	1
2(2)①a	「基本的考え方」に以下を追加すべきである。 ○公共性の確保 ・営利のみを追求するような特定の利用目的や特定者の利用を可能な限り制限すること	温泉の利用の制限は、利用目的の公共性の観点からではなく、温泉資源への影響の観点から行われるべきものと考えています。	1
2(2)①b	「特別な区域」「既存源泉からの距離による規制」を優先し、必要があれば、都道府県が近隣源泉所有者から意見書を求める仕組みとすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①b	規制の距離、既存源泉への影響の判断に当たっては、専門家の助言や判断を求めることが必要である。	個別の許可の判断に当たっては、温泉法に基づき、専門家からなる審議会の意見を聴くことが必要です。また、事前に規制の距離を設定する際にも、審議会の意見を聴くことが適当と考えています。	1
2(2)①b	地下水脈は非常に複雑であり、一概に距離だけにより規制することは困難である。個別の影響調査の結果をもって判断することが妥当である。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	2
2(2)①b	同一地域であっても、独立した複数の水系の温泉がある場合があるため、「地域」とあるのは「(地域にある)同じ水系」とすべきである。	水系の構造は地域ごとに様々であり、全地域で水系ごとの判断が可能と現時点では確定できないため、修正は必要ないものと考えています。	1
2(2)①b	都道府県が特別区域の指定や距離規制をできる何らかの法的根拠を、国が立法等により付与することが必要である。	現行の温泉法の規定においても、都道府県が特別区域の指定や距離規制を行うことは可能であり、特に法改正を行う必要はないと考えています。	2
2(2)①b	距離による規制を、既存源泉への影響が出る可能性が高いと見込まれる場合に限定するのは狭すぎる。	ご指摘の点は、「既存源泉への影響が出る可能性が高いと見込まれる場合」の具体的な要件をどのようにするかとの問題と考えており、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①b	温泉が得られなくなった場合の代替掘削について配慮すべきではないか。	ご指摘の趣旨は、2(2)①bにおいて、特別な地域の指定や距離による規制を行うに当たり、「代替掘削等の一定の例外を除く」とした部分に盛り込まれているものと考えます。	2
2(2)①b	温泉資源枯渇のおそれを科学的に判断することにより、近隣源泉所有者からの同意書の有無のみにより掘削等の許可の可否を判断することのないようにすべきである。	ご指摘のとおりと考えています。	1
2(2)①b	近隣源泉所有者の同意書を得ることを求める手法を禁止するのであれば、より有効な温泉資源保護措置を可能としなければならない。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	掘削等の申請者が行う影響調査について、政省令で調査内容の詳細を明示すべきである。	ガイドラインにおいて、影響調査の内容についても明示する予定です。	1

2(2)①c	「個別的許可判断のための申請の際の影響調査」について、以下のよう に修正すべきである。 ○影響調査の実施対象 ・温泉掘削等の申請に当たり、近隣の源泉井戸の全ての水位・水温・臭い に関する中期的・長期的な記録データを添付させることとする。 ○影響調査の内容、実施方法 ・水位・温度・臭いの中期的・長期的な推移・動向の簡易調査、地域の地 質構造に関する文献調査、実地調査、全国各地の類似事例調査を行う。	ご指摘の内容は、申請者にとっての負担が重すぎると考えますが、ガイドラインの検討 に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	申請者による影響調査の範囲については、各都道府県の判断により拡大 できるようにすべきである。	ガイドラインの内容は、全般にわたり、都道府県ごとの事情に応じた変更の余地を残し た、標準的なものとする予定です。	1
2(2)①c	文献調査等の資料は、温泉掘削工事終了後に、結果との相違を確認すべ きである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	動力装置の場合の影響調査について、既存源泉所有者の協力が得られ ないケースが多いと考える。既存源泉所有者に調査への協力を義務付け る法改正等、何らかの対応をすべきである。	ご指摘のとおり、既存源泉所有者の協力は重要と考えています。ガイドラインの検討に 当たり、既存源泉所有者の協力を求める方策についても、検討していきます。	3
2(2)①c	「揚湯量の上限」の定義について、源泉の最大(又は適正)揚湯量、動力 装置で許可する揚湯量、実際に利用する際の汲上量等の中で、定義を明 確にすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	自噴源泉についても、動力許可と同様に、温泉の利用量の上限が温泉審 議会において審議されるような手続を設けるべきである。	自噴源泉については、自噴ゆう出量の範囲で温泉を利用する場合、直接には温泉資 源への影響をもたらさないと考えますが、ご意見については、ガイドラインの検討に当 たつての参考といたします。	1
2(2)①c	複数の既存源泉がある場合、同時に影響調査を行う必要があり、その実 施方法を明確にすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①c	影響調査を行う業者には一定の技術力が必要であり、国の登録制等の検 討が必要である。	影響調査の内容は多岐にわたり、また、具体的な事例ごとに異なることから、登録制等 を導入することは困難であると考えます。	1
2(2)①d	温泉のモニタリングは、入湯税を徴収している市町村が行うべきである。	市町村には、入湯税を用いて鉱泉源の保護管理を行う役割がありますが、個々の源泉 のモニタリングをすべて行うものではありません。モニタリングは、自らが所有する源泉 の状態を把握するために、源泉所有者が行うべきと考えます。	1
2(2)①d	モニタリングの主体を「温泉利用者」としているが、「温泉採取者」に修正す べきである。	すべてのケースについて採取者がモニタリングを行う者として妥当と判断できないた め、温泉採取者も含めた総称である「温泉利用者」をモニタリングの主体としたもので す。	1
2(2)①d	「水位」は、「水位(静水位及び動水位)」と修正すべきである。	ご意見のとおり、修正します。	1
2(2)①d	「温泉の採取による影響のモニタリング」について、以下のよう に修正すべきである。 ○モニタリングの実施 ・全ての源泉井戸に対し、水位・水温・導電率等を毎日同じ条件で記録さ せ、その結果を毎月都道府県に報告させる。 ○モニタリングの結果の反映 ・モニタリングの結果は、その後の掘削等の許可の判断に活用するととも に、全国的なデータベース化を図る。	ご指摘の内容は、温泉利用者にとっての負担が重すぎると考えますが、ガイドラインの 検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①d	モニタリングは、水位、温度、導電率等だけでなく、資源枯渇のおそれがある 場合には成分の分析も行うべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①d	モニタリングや成分の再分析を的確に行うため、温泉掘削に当たっては、 源泉水を採取できるような坑口仕上げをすべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1

2(2)①d	モニタリングのための計器類の設置の義務化を検討すべきである。	すべての源泉に計器類の設置を義務化するまでの必要はないと考えますが、ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①d	地域の温泉利用量を抑制するに当たり、地域の温泉利用者の調整をどのようにするか、具体的な検討が必要である。	温泉利用量の抑制措置が必要なケースはかなり少なく、また、地域ごとに温泉利用の状況も異なるため、温泉利用者間の調整といった課題は、実際に抑制措置を行う時点で検討される部分が大いと考えます。	1
2(2)①e	「公共の利用の侵害のおそれがある場合」について、事象ごとの具体的な判断基準、それに対応する適切な管理手法を明確にすべきである。	公益侵害はその態様が様々で事前に想定し難い場合もあり、完全な明確化は困難ですが、ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	2
2(2)①e	「環境への影響等の公益侵害の防止」に、「○環境資源としての温泉が、公共の利益であることにも配慮すべきである」という一文を追加すべきである。	温泉利用の制限は、利用目的の公共性の観点からではなく、温泉資源への影響その他の公益侵害の有無という観点から行われるべきものと考えています。	1
2(2)①e	温泉の放流の排出基準は、温泉水に一般的に多く含まれる成分でないか、放流による実害があるか、安価な除去技術が確立しているか等を考慮して、柔軟に定めるべきである。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)①e	温泉資源保護のみならず周辺環境保全の観点から、湯湯開始後に公益侵害が発生した場合の湯湯量の制限、地盤沈下が想定される場合の掘削深度の規制を行うべきである。	湯湯開始後の公益侵害や地盤沈下が発生した具体的な事例は見られず、法的な規制までは必要ないと考えますが、このような事態が発生した場合は、都道府県がその改善に向け指導を行うものと考えます。	1
2(2)①e	地盤沈下防止や地下水源の保護のため、水井戸に対する環境規制に準じた構造設備基準、施設管理基準を適用するよう、ガイドラインに盛り込むべきである。	温泉利用に伴う地盤沈下や水資源への影響については、現時点では科学的知見が少なく、ガイドラインにそのような記述は必要ないと考えますが、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)②	許可条件の設定に当たっては、その違反による許可の取消が可能かを事前に検討することが必要である。	ご指摘のとおり、許可条件の設定に当たっては、条件違反の際の取消の可能性についても検討することが必要と考えます。	1
2(2)②	採取制限命令は、温泉利用者への影響が大きいため、その実効性、命令をかける要件等について、十分に検討する必要がある。	ご指摘のとおりと考えています。	1
2(2)②	「報告徴収」は「報告聴取」に修正すべきである。	「報告徴収」は温泉法に規定されている用語であり、修正しないこととします。	1
2(2)③ア	温泉資源に関し、環境省、都道府県及び市町村が集めた資料や、掘削等の許可の判断に用いた科学的資料について、データベース化して一般の利用を可能とするシステムを構築するなど、「温泉保護の研究のために必要に応じて公開すべきである」旨の記述を追加すべきである。	国、各都道府県、各市町にまたがる資料をすべて取りまとめて公開することは困難ですが、有益な資料であるためそれぞれの主体において適切に公開されるべきと考えます。報告書の「以下のことに取り組むべきである」を「以下のことに取り組むとともに、これらにより得られた知見、データ等について、必要に応じ広く一般への提供、関係行政機関での共有を行うべきである」と修正します。	3
2(2)③ア	温泉の掘削は、温泉利用者ではなく掘削業者の先導で行われる場合もあり、掘削業者にも責任を持たせることは、温泉資源保護に役立つと考える。「温泉資源保護対策の基盤となる情報の整備」の実施主体の中に、その掘削業者を含めるべきである。	ご意見のとおり、修正します。	2
2(2)③ア	「国、地方公共団体、既存源泉所有者～は責任を分担して」とあるが、それぞれの責任を明確にし、国は地方公共団体に対する財政的支援を行うべきである。	ガイドラインにおいて、その責任分担について、一定の明確化を図ることを予定しています。なお、それぞれの責任は、それぞれの費用負担により担われるべきものと考えます。	4
2(2)③ア	「温泉資源保護対策の基盤となる情報の整備」として列挙された項目は、都道府県の事業として実施することは困難である。	ご指摘の点については、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。	1
2(2)③ア	「温泉利用事業者」を、「温泉採取事業者、温泉供給事業者及び温泉使用事業者」と明確に記述すべきである。	「温泉利用事業者」の範囲はご指摘のとおりですが、記述の短縮化の観点等から、報告書の修正は必要ないものと考えます。	1
2(2)③イ	未利用源泉については、実態を把握するだけでなく、その後どのように対応するかの検討が必要である。	未利用源泉の実態を把握し、温泉資源保護の観点からの問題が明らかになれば、必要な検討を行うこととします。	1

2(2)③イ	以下の内容を追加すべきである。 「地下物の環境調査に関しては、1件の事例につき億単位の調査費と半年近い期間を要するほか、事例を重ねても地層や断層が異なれば全くその情報が活用されにくいという地質学的な特性から、各省庁で個別に行われている環境調査間での関連情報の共有化が求められる」	ご意見を踏まえ、報告書(案)の2(2)③アの「以下のことに取り組むべきである」を「以下のことに取り組むとともに、これらにより得られた知見、データ等について、必要に応じて広く一般への提供、関係行政機関での共有を行うべきである」と修正します。	1
2(2)③イ	大深度と浅深度という区別ではなく、堆積層中の温泉、岩盤中の裂隙水の温泉、火山性の温泉等に分類し、それぞれについて都道府県をまたがる広い視点で、各地域の水循環を理解するための研究を進めるべきである。	ご指摘の点については、大深度掘削泉に関する調査研究に当たっての参考といたします。	1
2(2)③イ	水井戸の利用が温泉に与える影響についても調査・研究を進めるべきである。	今後の温泉行政を進める上での参考といたします。	1
2(2)③イ	大深度掘削泉や未利用源泉のみならず、すべての掘削井について、掘削申請者に対して柱状図等の情報提供を求めることとすべきである。	柱状図等は温泉資源保護に活用可能な情報であり、必要に応じ、都道府県が掘削申請者に提供を求めることは有益なことと考えます。	1
2(2)③ウ	現状から見て、共同管理・共同源泉が全てにおいて温泉の効率的な利用に役立っているとは思えない。「温泉を効率的に利用できることから」という文言は削除すべきである。	ご意見を踏まえ、「温泉を効率的に利用できることから」を「温泉の効率的な利用につながる場合が多く」に修正します。	1
			(小計) 93

### 【3. 温泉の成分等に係る情報提供】

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(案)	数
3	加水倍率や循環ろ過の上限を設けるべき。	ご指摘の点については、加水や循環ろ過により温泉の成分が変化し健康に影響を与えるかどうか等の検討が必要であると考えますが、ご意見については今後の温泉行政を進める上での参考といたします。 なお、報告書(案)3-2(2)において、加水の程度や湯の入れ替え頻度などを事業者が自主的な取組として情報提供が進められるよう望むことを記載しています。	3
3	利用許可の更新制の導入について検討すべき。	温泉の定期的な分析の結果に基づく掲示の更新がなされる場合、都道府県への届出が必要になり、その際、衛生上有害か否か等について判断することは可能であるので、再度許可を得ることを事業者に課す必要はないと考えています。	1
3	国や都道府県は、温泉の分析値や掘削深度等のデータを公開すべき。	掲示が義務付けられているもの以外のデータについては、個人情報保護との関係で都道府県等が得た情報を全て勝手に公開することには問題があると考えられますが、ご意見は、温泉資源保護に関する情報の収集・提供等の検討の際の参考といたします。	2
3	将来的には浴槽での温泉分析も義務化すべき。		3
3	温泉成分の分析については、源泉での分析を原則とし、併せて、源泉と利用施設での泉質の違いを見る調査を概ね3年ごとに行うよう義務付けることを提案する。	分析する場所については多様なご意見があることがわかりました。それぞれのご意見の趣旨については、今後、温泉の分析方法等を定めている鉱泉分析法指針の見直し及び掲示項目の見直しを行う際の参考といたします。	1
3	浴槽と源泉の両方を分析すべき。		1
3	分析する場所(利用施設か源泉か)を明確に規定するよう、報告書に明記すべき。	また、報告書(案)の3-2(2)後段に「鉱泉分析法指針について…適宜見直しを行うべき」「利用者にとってわかりやすい掲示内容…」について必要な見直しを行うべき旨、既に記述していますが、ご意見を踏まえ、分析項目や分析場所についても適宜見直しを行うべき旨、追記します。	1
3	温泉成分を分析する際の試料は、浴槽のものなのか源泉のものなのか、その採取場所についても併せて掲示すべき。		1
3	源泉と浴槽において電気伝導率を測定し、浴槽における源泉との濃度変化の目安とすべき。		1
3	温泉成分を分析する際、どのようなゆう出量(汲み上げ量)のときに試料を採取するのか、国がガイドラインを示すべきではないか。		2

3-1(2)	温泉成分の定期的な分析の義務付けに当たっては、経済的負担を軽減することが必要。	報告書(案)の3-2(1)において、温泉利用事業者の費用負担に対する配慮についても言及し、定期的な分析は10年ごとに行うことが適当としています。	1
3-1(2)	再分析に要する費用については国が助成すべき。	分析に要する費用は10万円程度(10年で割ると1万円)と比較的安価なものであり、温泉の衛生上の安全・安心や温泉に対する国民の信頼を確保し、温泉地のイメージアップを図ることもなるので、事業者自らが取り組むべきであると考えています。	1
3-1(2)	温泉成分の定期的な分析を実施しない者については、公表するなど制裁を加えることも検討すべき。(罰則を科すことについて明記すべき。)	報告書(案)の3-2(1)において「定期的な温泉成分等の再分析…を義務付けるべきである。」としており、法的に義務付けられれば違反した者には罰則が適用されることになると考えています。	2
3-1(2)	源泉所有者や(温泉利用施設への)温泉供給事業者に対し温泉の定期的な成分分析を義務付けるべき。	温泉の定期的な分析及びその結果の揭示は、利用者への情報提供が主な目的であることから、法律上、分析を義務付ける者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者とすべきと考えています。	2
3-1(2)	温泉分析書に「有効期間10年」と記載すべき。	温泉分析書には調査・試験を実施した日を記載することとなっていますので、定期的な分析が義務付けられれば、有効期間をあえて記載する必要はないと考えていますが、ご指摘の点については、利用者にとってわかりやすい揭示内容を検討する上での参考といたします。	1
3-1(2)	定期的な温泉成分分析で得られた分析書とは別に、温泉地の歴史を示すために古い温泉分析書を掲げること自体は悪いことではないということを明記すべき。	新しい分析書を掲げる一方、それとは別に古い分析書を利用施設に掲示した場合、古いものだけを見た利用者には成分の内容等を誤認させるおそれがあります。よって報告書(案)の修正の必要はないものと考えています。 なお、利用施設における揭示とは別に温泉地の歴史を示す資料として、古い分析書を現在の温泉成分であると誤認させない形で利用者に見られるようにしておくことを否定するものではありません。	2
3-1(2)	温泉成分について再分析を行う期間については、5年が適切である。	再分析の期間については、報告書(案)3-1(2)にあるとおり、温泉成分の変化は急激にはなく徐々に進行するケースが多いと考えられること等の理由から、10年ごとに行うことが適当と考えています。	1
3-1(2)	温泉成分の分析について、定期的な分析とは別に、井戸のメンテナンスを行う都度、実施する必要があるのではないか。	ご指摘の点については、地殻変動などの自然現象が生じた際にもいえることと考えており、定期的な分析を義務付けることは別の観点から、温泉利用事業者に対する指導の在り方を検討する際の参考といたします。	1
3-1(2)	再分析の結果、温泉法上の温泉に該当しなくなった場合の取扱について示すべき。(検討すべき)(許可を取り消すべき)	定期的な分析の結果、温泉の定義を満たさなくなった場合、それが単に一時的な現象であるかどうかについて調査を行い、常態として温泉の定義を満たさないということが明らかになった場合には、温泉法上、利用の許可は失効し、法に基づく揭示は行えないこととなると理解しています。 なお、温泉法上の温泉の要件を満たさなくなったにもかかわらず、温泉と称して旅館・ホテル等の営業を続けることは「不当景品類及び不当表示防止法」に抵触する可能性があるかと理解しています。	4
3-1(2)	県内の登録分析機関は一つしかなく、再分析の義務付けにより温泉分析の件数が増加することについて、情報提供は可能だが、受け入れ態勢を整えるよう周知することまでは困難である。(猶予期間を3年とすべきである。)	一都道府県だけでなく、近隣の都道府県及び当該都道府県の登録分析機関とも情報交換・調整等を行い、分析数の増加に対応するよう努めるべきであると考えており、報告書(案)では「事前に周知する『など』」としていましたが、ご意見を踏まえ、「近隣の都道府県等とも連携」すべきである旨、追記します。	2
3-1(2)	「国が再分析を行わせる管理・監督の義務がある」旨、記載すべき。	再分析及びその結果の揭示については、基本的には事業者自らが守るべき義務とすべきと考えています。 また、温泉法では、都道府県知事が必要に応じ「報告徴収」や「立入検査」を行えることとなっています。 したがって、報告書(案)を修正する必要はないと考えています。	1
3-1(2)	揭示を更新する際の手続について、温泉法に規定すべき。	ご指摘の点については、法制度の見直しの検討に反映いたします。	1

3-2(1)	大深度掘削は全て化石水を汲み上げているものではないので、記述を改めるべき。	報告書(案)3-2(1)では「いわゆる大深度掘削泉は、化石水と呼ばれる流動性の低い地下水を汲み上げている例が多いことなど」としており、全ての大深度掘削泉が化石水を汲み上げているとはしていません。	1
3-2(2)	自主的な情報提供について、温泉利用事業者の過度の負担とならないようにすべき。	温泉の利用のされ方や温泉利用事業者の置かれている状況等が様々であることから、「自主的な取組」としてはいるものです。なお、ご意見は今後の温泉行政を進める上での参考といたします。	1
3-2(2)	国や都道府県は、温泉の成り立ち等に関する情報を提供・発信する必要がある。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の3-2(2)において「国及び都道府県は…温泉の成因等の科学的な情報を積極的に発信すべき」として、すでに盛り込まれていると考えています。	1
3-2(2)	温泉の禁忌症、適応症及び利用上の注意について見直しを行うべき。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の3-2(2)において、禁忌症等の「調査検討を一層推進すべき」として、すでに盛り込まれていると考えています。	2
3-2(2)	療養泉の基準について見直しを行うべき。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の3-2(2)において「療養泉の泉質等を定めている鉱泉分析法指針について…見直しを行うべきである」として、すでに盛り込まれていると考えています。	1
3-2(2)	浴槽への湯口での飲泉の可否について情報提供を徹底すべき。	ご意見を踏まえ、飲用の可否についても、温泉利用事業者による自主的な情報提供が望ましいものの事例として追記します。	1
3-2(2)	大深度掘削泉については科学的情報が不足しており、飲用利用の可否について、十分な調査研究が必要である。	ご意見については、今後、温泉の利用(浴用・飲用)上の注意事項等に関する調査検討を進める上での参考といたします。	1
3-2(2)	鉱泉分析法指針の見直しに当たっては、最新機器による分析法の積極的な採り入れ、電気伝導率測定法の導入などについて検討すべき。	鉱泉分析法指針の見直しについては報告書(案)3-2(2)において既に記載されていますが、ご意見を踏まえ、「分析の項目」を含め見直す旨、明記します。	1
			(小計) 44

#### 【4. 魅力ある温泉地づくり】

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(案)	数
4	温泉を治療目的に利用する人達への支援が不十分。	ご指摘の趣旨は、本報告書(案)の4(1)において今後の取組の方向として、健康づくりの場としての体制整備をあげており、また4(3)において、温泉における健康づくり等の取組に対する支援の充実の必要性について記載していることから、すでに盛り込まれているものと考えています。	1
4(1)	人口減少による利用者の減少を踏まえた温泉地づくりの仕組みを確立することの必要性、及び、若年層と中高年齢層のニーズの違いと各温泉地の特性を踏まえた温泉地づくりのコンセプトの必要性について言及すべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(1)の「…それぞれの温泉地の特性を活かした取組の進展…」を「…それぞれの温泉地の特性を踏まえて方向性を明確にした取組の進展…」と修正します。	1
4(1)	きめ細やかな分析と体系立てた対応策の例示が必要であり、次のような分類とすべき。 Ⅰ 楽しむための仕組みづくり Ⅱ 健康づくりのための仕組みづくり Ⅲ 利用を促進するための仕組みづくり	ご指摘の趣旨はすでに本報告書(案)の4(1)の取組の方向として記載している項目に盛り込まれているものと考えています。	1
4(1)	温泉地づくりの取組の方向として例示している「温泉地を象徴する自然・文化資源の活用」について、資源の保全の概念を表現したものとすべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(1)における「温泉地を象徴する自然・文化資源の活用」を「温泉地を象徴する自然・文化資源の保全と活用」とする等の修正を行います。	1
4(1)	温泉地づくりの取組の方向として例示している「快適な環境の創出」において、バリアフリーに言及するべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(1)に「各種施設におけるバリアフリーの徹底」との記載を追加します。	1

4(1)	取組の方向において、地域の歴史や文化への配慮が希薄。	ご指摘の趣旨はすでに本報告書(案)の4(1)において、「温泉の伝統的な利用形態や、温泉地の暮らしの中で育まれた情緒ある街並みは、我が国を特徴づける文化資源であり、各種施策の実施においてもこれらの資源の保全に留意したうえで、その魅力を有効に活用していく視点が重要である。」などとして盛り込まれているものと考えています。	1
4(2)	国や都道府県は、地域の共存共栄という視点から模範となる温泉地をモデル地区に指定し、支援事業を実施すべき。	今後の温泉地づくりに対する支援を検討する上での参考といたします。	1
4(2)	温泉地づくりのための人材の養成と活用についても言及すべき。	ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(2)に「また、地域の取組を支える人材の育成と活用も重要である。」との記載を追加します。	1
4(2)	入湯税を本来の目的どおり活用すべき。	ご指摘の趣旨はすでに本報告書(案)の4(2)において、「施策の実施に当たっては、目的税である入湯税の収入を温泉資源の保護対策及び観光振興策の推進に重点的に活用されることを望みたい。」として盛り込まれているものと考えています。	2
			(小計) 10

			合計 148
--	--	--	--------